

令和4年 8月1日

福井県知事 杉本達治 様

福井県精神保健福祉家族会連合会
会長 小寺 清隆

精神保健福祉施策の充実に関する要望書

日頃より福井県精神障害者家族支援事業にご支援いただき感謝申し上げます。当面の精神保健福祉施策向上のため、下記の改善を要望いたします。

記

- 1 各地域家族会の育成促進、本人の回復を援助している家族に経済的、社会的な支援をしていただきたい。
- 2 精神保健福祉センターに、常勤医師を配置していただきたい。
- 3 精神緊急時の病院への移送の体制を充実していただきたい。
- 4 医療向上のため、クリニックに、医師以外で患者と相談ができる人員を配置して、診療時の患者の相談活動を充実するように措置していただきたい。
- 5 ① 精神の手帳保持者は他の障害の手帳保持者の保障と比べて劣っています。3障害の手帳所持者に対する保障を、少なくとも同等にするよう国に要望していただきたい。JR運賃割引適用など。
② 精神科特例により、医師、看護師など劣悪な状況にある制度を他の診療科並みにするよう国に要望していただきたい。
③ 自動車税・自動車取得税などの減免を、2級・3級まで適用するよう国に要望していただきたい。
④ 義務教育で、精神の病気・予防について教授するよう、国に要望していただきたい。
- 6 退院促進のため住居を確保、拡充していただきたい。
- 7 入院医療費を無料にしていただきたい。
- 8 事業所に対して、利用者への対応・相談などの研修を充実して、精神障害者の自立向上を支援していただきたい。

以上

要望書の主旨

- 1 家族会が本人を援助する家族ゆえの悩みなどについて話し合うためには、家族会は必要です。高齢化などの理由で、家族会の存続が困難な地域があります。健康福祉センター等、積極的な支援をお願いします。
- 2 福井県精神保健福祉センターに常勤医師が必要です。非常勤では勤務時間も少なく支障が多々あります。北信越5県で常勤医師不在は福井県だけです。

平成25年8月7日に当会が県会議長に提出した請願書は同年10月8日に全会一致で可決されています。平成30年7月3日の厚生常任委員会で、土屋企画幹よりさまざまな精神科の先生方の協力を得て、週に1回医師が勤務しているが、6月から福井大学との協議を進めて週に3回は勤務できる体制をつくっていききたいという答弁がありました。平成30年11月の県会前に県健康福祉部が提出した処理経過及び結果報告で「福井県精神保健福祉センターの常勤医師の確保に努めていく。」となっています。
- 3 精神緊急時の移送は、病院、救急車、警察、健康福祉センターなどの協力が必要ですが、県として体制をお願いします。
- 4 精神障害の治療には薬だけでなく、カウンセリングなどによって、患者の気持ちをよく知ること、コミュニケーションを重視することが欠かせません。クリニックなど、カウンセラーを置いていない所に配置できるよう措置をしていただきたい。そのことが回復への近道になり就労にもつながります。
- 5
 - ① JRの運賃割引制度、高速道路運賃割引制度など。
 - ② 医師は3分の1、看護師は3分の2で劣悪な状況です。
 - ③ 現在、精神手帳1級だけなので2級・3級まで拡大していただきたい。
 - ④ 学習指導要領などに対策が必要です。
- 6 最近若い人の初入院は3か月程度と短期化しています。退院後の住居を確保する必要があります。
- 7 長期入院者は生活保護など生活困窮者が多い。
- ◎ 2級まで全診療科の入院・通院医療費を助成している県及び政令都市 山梨県(81.8%)、岐阜県(86.3%)、奈良県(74.5%)、相模市(68.4%)、名古屋市(68.2%) ※カッコ内の数字は対象割合(山梨県はH28年度、その他はR元年度集計)です。赤印は「入院・通院とも医療費全科全額無料化」を実施している県及び政令都市です。
- 8 事業所の職員の質の向上は利用者の求めていることです。規定の研修などの充実と賃金増を図ってください。

以上

